

問5 (3)

この問題は、「健康診断等」の知識を問う問題である。事業者は、労働者に対して、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（「ストレスチェック」）を行わなければならない。医師等とは、医師のほかに保健師、看護師、精神保健福祉士等をいう。ストレスチェックの事項を押さえておく。

重要ポイント

ストレスチェックの事項を確認しておく。

- ① 当該労働者の心理的な負担の原因
- ② 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状
- ③ 他の労働者による当該労働者への支援

法令：安衛法第66条の10、安衛則第52条の9、安衛則第52条の10

関連問題：R1.10.問5 R2.4.問7 R2.10.問5 R3.4.問5

関連するポイント

- (1) 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、ストレスチェックを行わなければならない（安衛則第52条の9）
- (2) 産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場についてのストレスチェックの適用については、当分の間、「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする（安衛法附則第4条）
※産業医を選任しなければならない事業場：常時50人以上の労働者を使用する事業場（安衛令第5条）
- (3) 事業者は、ストレスチェックを受けた労働者に対し、医師等からストレスチェックの結果が通知されるようにしなければならない（安衛法第66条の10）
- (4) 事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者からの申し出に応じて、医師による面接指導を遅滞なく行わなければならない（安衛法第66条の10）
- (5) 事業者は、労働者から同意を得て、医師からストレスチェックの結果を受けた場合は、その結果の記録を作成して、5年間保存しなければならない（安衛則第52条の13）

問6 雇入れ時の安全衛生教育における次のAからDの教育事項について、法令上、金融業の事業場において省略できるものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 従事させる業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- B 作業開始時の点検に関すること。
- C 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- D 作業手順に関すること。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) B, D
- (5) C, D